

「おおいた太陽光俱楽部」入会規約

(目的)

第1条 本会は、住宅用太陽光発電システムが設置された会員の住宅において自家消費された太陽光発電量の「環境価値」量を測定したものをとりまとめ、J-クレジット制度実施要綱（平成25年4月経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づくJ-クレジット認証委員会からJ-クレジットとして認証を受け、地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与する事業に活用し、低炭素社会を実現することを目的とする。

(管理・運営)

第2条 本会の管理・運営は、大分県が行う。

(業務の委託等)

第3条 本会は第1条の目的のために、大分県に次に掲げる業務を委託する。

(1) J-クレジット認証委員会へのモニタリング検証報告（J-クレジット認証申請）

(2) 認証されたJ-クレジットの売却

(3) J-クレジット売却益の地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与する事業への活用

2 前項第3号に規定する業務は、大分県地域環境保全基金への寄附により行う。

(業務の報告)

第4条 大分県は、会員に対して、本削減事業及び前条の業務について、年に1回、報告を行う。

2 前項の報告は、会員が届け出た住所及びメールアドレス等に報告書を送付及び送信することにより行うものとする。

(入会資格等)

第5条 本会の入会資格は、次のとおりとする。

(1) 入会申し込み日の2年前の日以降に住宅に太陽光発電設備又は太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置し自家消費していること。

(2) 脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業費補助金の申請書類等、設備導入を確認できる書類の写しを大分県に提出すること。

(3) 発電量等が表示できる「エネルギー表示器」を設置し、年1回の発電量等の実績報告に同意・協力すること。

(4) 発生したクレジットのモニタリングのため、太陽光発電設備の現物確認等、審査機関が実施する現地審査・調査に協力すること。

(5) 発生したクレジットの権利を放棄し、その放棄した権利が本会に帰属することについて同意すること。

(6) 他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトに参加していないこと。

(退会)

第6条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、大分県に「退会届」を提出するものとする。

2 大分県は、会員が次に掲げる事項に該当する場合は、当該会員の退会措置をとることができる。

(1) 前条の入会資格等を喪失した場合

(2) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(会費)

第7条 本会の年会費等は、無料とする。

(会の存続期間)

第8条 本会の存続期間は、J-クレジット制度の実施期間である令和13年3月31日までとする。なお、同制度の実施期間が変更される場合には、本会の存続期間も変更するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 本削減事業に関して会員から得られた個人情報は、本削減事業の遂行のためにのみ利用する。

(事務局)

第10条 本会の事務局を大分県生活環境部環境政策課に置く。

附 則

この規約は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年1月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。